

## 税理士による確定申告の無料相談

東京地方税理士会予約ページから予約または、当日8時30分から配布する入場整理券が必要です。なくなり次第配布を終了します。詳細は、大和税務署へお問い合わせください。

☎2月13日(月)・14日(火)・15日(水)

【午前の部】9時～12時

【午後の部】13時～15時30分

📍市役所401会議室

📄小規模納税者、年金受給者および給与所得者の所得税および復興特別所得税、個人消費税を申告する方。ただし、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける方および相談内容が複雑な方などを除く



東京地方  
税理士会  
予約ページ

## 確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税と復興特別所得税の確定申告は①～⑫、市・県民税の申告は①～⑧を持参してください。申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ① 筆記用具・計算機
- ② マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③ 本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④ 源泉徴収票の原本
- ⑤ 社会保険料の年間納入額が分かる証明書または領収書。国民年金は控除証明書
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦ 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)の申告は、計算済みの医療費明細書(領収書不可)または医療費通知書
- ⑧ 寄附金控除の申告は、受領証明書または領収書
- ⑨ 申告者本人の銀行口座番号
- ⑩ 前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑪ 税務署から郵送されたお知らせはがき。届いた方のみ
- ⑫ e-Tax利用者は、利用者識別番号と暗証番号

## 市・県民税(個人住民税)の申告

令和5年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(水)です。未申告の場合、国民健康保険税や介護保険料などに影響が生じるほか、課税証明書などを発行できないことがあります。郵送または予約なしで直接提出できます。

### 【申告が不要な方】

- ・所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ・令和4年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ・令和4年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収票の控除内容に変更や追加がない方
- ・市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

📍**【2月15日(水)まで】**8時30分～17時15分(第1・3(土)は12時まで) / 市民税課**【2月16日(木)～3月15日(水)】**8時30分～16時(12時～13時除く) / 市役所401会議室(2月19日・26日(日)は実施、第1・3(土)は市民税課で12時まで受け付け)

## 「公的年金等に係る雑所得」がある方はご確認を

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告が不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

また、確定申告が不要な方で公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がある方や他に収入がある方は、市・県民税の申告をしてください。

## 令和4年中の「医療費通知書」発送時期

国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療制度加入者へ医療費通知書を発送します。確定申告、市・県民税の申告に必要な方はご利用ください。一部発送しない世帯があります。詳細は国保医療課へお問い合わせください。

その他の健康保険組合などが発行する医療費通知書は各発行元にお問い合わせください。

### ◆国民健康保険

**【1月～10月分】**1月初旬 **【11月～12月分】**3月初旬

📍国保医療課国保年金係 ☎(235)4594

### ◆後期高齢者医療制度

**【1月～11月分】**2月中旬 **【12月分】**3月中旬

📍国保医療課後期高齢者医療係 ☎(235)4595

# 2月16日～3月15日は確定申告期間

📍大和税務署 ☎(262)9411 / 市民税課 ☎(235)8594

## 期間内に申告を

令和4年分の確定申告書を作成し、申告期間内に提出してください。申告書は、スマートフォンやパソコンなどを使って国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成や提出ができます。申告用紙は、同ホームページからダウンロードできるほか、税務署で配布、2月初旬からは市民税課前配布コーナーで配布します。市役所では一部の申告、大和税務署では全ての申告の相談に事前予約制に応じます。

## 市役所での所得税の確定申告

申告の相談やスマートフォンを使った申告の操作方法の補助に応じます。

完成した申告書の提出は、予約不要で受け付けます。

### 申告の相談【事前予約制】

次の申告内容の確認や相談に応じます。

- ・収入が給与と公的年金のみの申告(源泉徴収票が必要)
- ・医療費・社会保険料・生命保険料・扶養・寄附金などの控除に関する申告

🕒8時30分～9時50分、10時10分～11時30分、13時～14時20分、14時40分～16時 定各時間帯先着32人

### スマートフォンを使った申告を補助【事前予約制】

自身のスマートフォンで申告する方の操作を補助します。マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)と署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)が必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。

🕒8時45分～9時50分・10時10分～11時30分・13時～14時20分・14時40分～16時 定各時間帯先着3人

### 提出のみ【予約不要】

申告書が完成し、確認や相談が不要な場合は、全ての申告書を予約なしで直接提出できます。市役所への郵送提出はできません。

📍市役所401会議室(2月18日(土)・3月4日(土)8時30分～12時は市民税課)

🕒2月16日(木)～3月15日(水)(土(日)祝除く、2月19日・26日(日)は実施)  
🕒8時30分～16時(12時～13時除く) 📍市役所401会議室  
📄海老名市に住民票がある方📄介助などの付き添いが必要な場合を除き、申告者本人のみで入場してください

### 予約方法

2月1日(水)8時45分から先着で受け付けます。申告日の前日(土(日)祝除く)16時15分までに予約してください。定員に達し次第終了。当日予約不可。市ホームページまたは予約専用ダイヤルで。予約の変更やキャンセルも受け付けます。

#### ◆市ホームページ

確定申告相談予約ページから予約してください。

🕒24時間(初日は8時45分から)

#### ◆予約専用ダイヤル

☎(235)2555

電話が集中してつながりにくい場合があります。

🕒8時45分～16時15分(土(日)祝除く)



予約ページ

## 大和税務署での所得税の確定申告

全ての申告ができます。申告書が完成し、提出のみの場合は、予約なしで直接提出できます。内容の確認や相談を希望する場合は、入場整理券が必要です。

🕒2月1日(水)～3月15日(水)(土・日・祝除く。ただし、2月19日・26日(日)は実施)

🕒9時～17時(受け付けは8時30分～16時)

📄最小限の人数で来場してください。駐車場に限りがあるため公共交通機関を利用してください。相続税の相談はできません

### 入場整理券配布方法

日時指定の入場整理券をLINEアプリで事前に発行します。「国税庁LINE公式アカウント」を「友だち追加」して発行してください。詳細は、

国税庁ホームページをご覧ください。当日分の整理券は大和税務署で配布します。なくなり次第配布を終了します。



国税庁  
LINE公式  
アカウント